



お知らせカレンダー

No. 1814 【 2月13日 発行 】

令和7年2月17日 ～ 令和7年3月2日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,661 世帯

人口 5,053 人

男: 2,468 人

女: 2,585 人



(令和7年1月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
17	(月)				
18	(火)	ユンヌフトウバの日			
19	(水)				
20	(木)				
21	(金)				
22	(土)	上城跡ウォーキング(仮) わいたんDAY! よろん産業まつり	13:00～15:00 15:30～19:00	上城跡・与論城跡 地域福祉センター	教委 生涯学習課 イノベーション創出実行委員会
23	(日)	わいたんDAY! よろん産業まつり	9:30～13:00	地域福祉センター	イノベーション創出実行委員会
		天皇誕生日			
24	(月)	振替休日			
25	(火)				
26	(水)				
27	(木)				
28	(金)				

3月



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(土)				
2	(日)				

【上城跡～与論城跡ウォーキング】の開催について

赤崎鍾乳洞近くにある上城跡・上城遺跡はご存知でしょうか？今年度内に国の文化財指定を受ける予定の与論城跡を築城する際、上城跡から石垣の石を与論城跡まで運んだという伝説が伝わります。また、過去に行われた発掘調査では、縄文時代の終わりごろの住居跡が十数件確認されるなど、実は与論の歴史を考える上で重要な遺跡です。

今回のウォーキングでは、赤崎海岸から上城跡を経由して与論城跡までの約3kmを、途中の遺跡も紹介しながら歩いていきたいと思います。皆様の御参加をお待ちしております。



10～19号住居跡



土器の出土状況



記

1. 日 時 : 令和7年2月22日(土) 午前9時～午前11時(2時間程度)
2. 集合場所 : サザンクロスセンター前(赤崎海岸まではバスでお送りします) ※雨天中止
3. 参加方法 : 事前予約制、先着20名まで
4. 注意事項 : 参加される方は動きやすい靴で御参加をお願いします。

※この事業は令和6年度地域の特色ある埋蔵文化財活用事業の一環として開催します。

※問い合わせ・予約先: 生涯学習課 南 (TEL 0997-97-2441)

9月から与論高校に
通います！

こんにちは Edward です！
ホストファミリーになってくれませんか？



日本語が大好きで毎日
勉強しています。ぜひ僕と
お友達になってください。
皆さんとたくさん話したい
です！

名前：Edward Strophair

出身国：イギリス

性別：男子 年齢：16 歳（来日時）

アレルギー・食事制限：なし

趣味：日本語などの言語学習、水泳、筋トレなど

日本語学習歴：約 3 年

留学期間：2025 年 8 月 19 日～11 月 7 日

※8 月 19 日から 22 日は東京都内でオリエンテーションを
受けますので、ホームステイ開始は 8 月 22 日となります

受入団体 / 問い合わせ先：

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）

Email: inbound@eiljapan.org TEL: 03-5805-3451

受入れご希望の方は右の QR コードより
ホストファミリー登録をお願いいたします →

ホストファミリー登録はこちら



所有者不明農地の活用について

R6.12作成

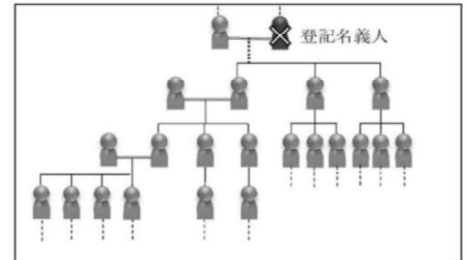
所有者不明農地とは

相続登記がされていないこと等により、

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地
 - 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない農地
- となっている農地を言います。

所有者不明農地の問題点

農地の所有者（登記名義人）が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、相続人全員の共有となり、その後、相続が繰り返され、共有者がねずみ算式に増えていきます。



また、以下の問題が生じています。

- 所有者不明農地の貸借のための同意をとるため、農地の所有者（又は相続人）の探索に多くの時間と費用が必要。
- 農地が管理されないことによる、周辺農地に悪影響が発生。

対応策

【所有者不明農地制度】

所有者不明農地であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手法（農業委員会による探索・公示手続き）で最長40年間借りることができる制度があります。

制度の活用にあたっては、条件等がありますので、詳しくは、農林水産省ホームページ、又は、農業委員会にご相談ください。

農林水産省ホームページ「所有者不明農地の活用について」 →



農地を相続したら、法務局での登記と農業委員会への届出をしましょう！

農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響等が発生し、さまざまな問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されていますので、注意してください。

また、相続登記の申請義務化の前から、農地を相続したときは、農業委員会への届出が義務付けられていますので、忘れずに農地が所在する市町村農業委員会に届出をしましょう！



法務省ホームページ
「相続登記の
申請義務化特設ページ」



「登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

農家の皆さま・農地を相続した方へ

**農地を相続したときは、
届出が必要**です！

(農地法第3条の3)

与論町農業委員会 連絡先 0997-97-4922

令和7年度塵芥収集・運搬業務委託募集要項

- 1 件 名 令和7年度塵芥収集・運搬業務委託
- 2 業務場所 町一円【ステーション数：約300箇所】
- 3 業務内容 与論町が発行している「ごみの分別と出し方」のポスターに掲載されているごみ収集日にゴミステーションの可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（空き缶、びん類、ペットボトル）を収集・運搬を行う。
- 4 作業実施日時 作業は毎週日曜と正月（4～5日）を除く毎日【祝祭日を含む】で、作業時間は、原則午前8時30分から開始。
- 5 作業実施基準等 可燃物（生ごみを含む）の収集においては、収集場所のゴミを完全に収集し、かつ、収集場所の清潔保持に努めるとともにゴミを排出する住民に対しても親切丁寧に接しなければならない。
- 6 安全対策 作業現場は、人、車両等が頻繁に通行するため、作業の際は現場安全管理に十分注意し、ごみが飛散したり、流出しないように作業を行うこと。
- 7 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 受付期限 令和7年2月28日まで
- 9 その他
 - ・地域住民からの要望等により収集場所の変更等がある場合は適切に対応すること。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」）に該当しないこと。
 - ・税金の滞納がないこと。

※ 以上の要件を満たしたうえで、人員を常に確保し、かつ着実に業務遂行が出来る者。

問い合わせ先 環境課 0997-97-4712

不法投棄禁止！

前浜基地のトイレ横に一升瓶等のゴミが不法投棄されていました。
お正月やお盆の時期等、お墓参りの時期にはさらに多くのゴミが捨てられています。
ごみステーションではない場所にごみを捨てることのないよう、注意をお願いいたします。
不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。

不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。

不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。



堆肥センターから家畜排泄物の回収についてのお知らせ

現在、下記内容にて実施している家畜排泄物の回収につきまして、実施期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

【実施内容】

実施内容① 敷料トン袋1袋（約1 m³ 2,000 円）購入の方は家畜排泄物4 tまで無料回収します。（敷料0.5 m³購入の方は堆肥2 t 無料）

実施内容② 堆肥舎、堆肥盤に法令に基づき保管されている家畜排泄物について、一回の回収につき10tまでは無料で回収します。

（一回の回収で堆肥舎、堆肥盤に保管している全ての堆肥を回収します。）

10 t 以上は1 t あたり500 円の使用料をご負担いただきます。）

※実施内容①、②どちらも活用出来ます。

※家畜排泄物は必ず堆肥舎及び堆肥盤に保管をお願いします。

水分が多く含まれている家畜排泄物は、回収できません。

【実施期間】 令和6年7月1日～令和7年5月31日まで

- 【そ の 他】
- ・家畜排泄物の回収は水分率85%未満とします。
 - ・家畜排泄物の野積み、素掘りは違法です。
 - 悪臭防止・水質汚濁防止など環境衛生に努めましょう。

【お問い合わせ】 与論町役場 産業課 TEL：0997-97-4924

土壌の可給態窒素(地力窒素)簡易測定研修会について

与論町内農業者の皆様

さて、この度「環境負荷の軽減と効率的で安定した農業」の推進活動として、土壌の可給態窒素（地力窒素）簡易測定研修会を下記の日程にて開催する運びとなりました。

土壌中の可給態窒素量（地力窒素）について簡易バックテストを用いて測定する実習型研修会となっておりますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

◆開催日時◆

令和7年2月27日（木） 午後2時～午後5時まで

◆開催場所◆

与論町中央公民館

◆内 容◆

- ・可給態窒素について
- ・土壌中の可給態窒素（地力窒素）簡易測定（実習）

◆参加申込期日◆

令和7年2月21日（金）までに産業課までお申込み下さい。

※会場の座席数に限りがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

可給態窒素とは??



可給態窒素とは土壌からゆっくりと作物に供給される窒素（地力窒素）のことで、土壌の作物の生育促進や品質・収量の安定化、適正施肥を行うために必要な指標のことです。



【お問い合わせ】

与論町環境保全型農業推進委員会事務局
（役場産業課）：担当 叶
TEL：0997-97-4924

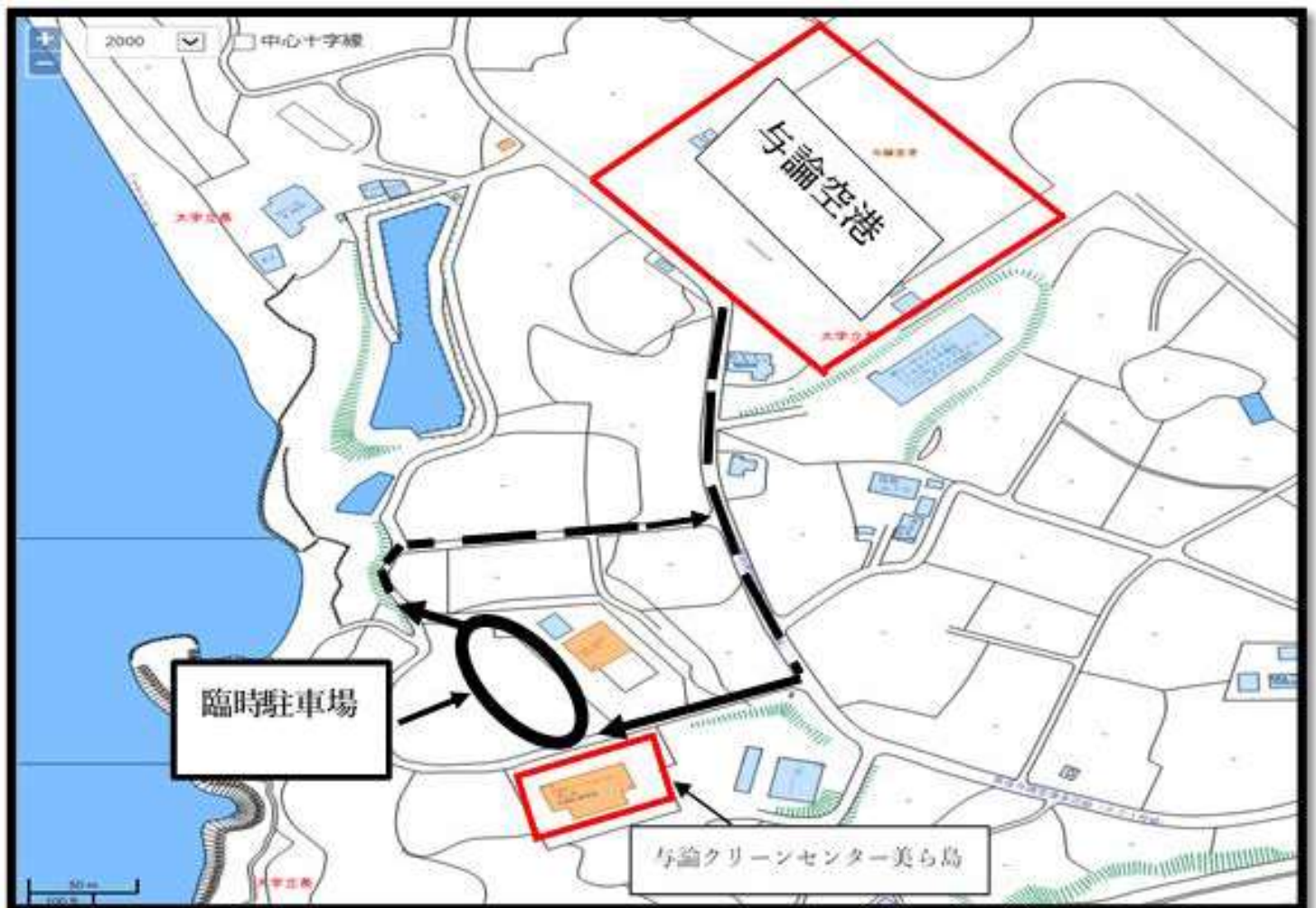
空港利用者専用臨時駐車場のご案内

与論空港における駐車場内混雑緩和のため、臨時駐車場を整備いたしました。空港内駐車場は夜間駐車禁止となっているため、長期で空港に駐車される方は臨時駐車場をご利用ください。町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◆場 所◆ 与論クリーンセンター美ら島前

◆注意事項◆ 臨時駐車場ご利用の際のご予約等はいりません。
車の施錠等のご自身で確実に行ってください。
駐車場内において、万一、事故等が発生した場合の責任は一切負いません。

◆お問合せ先◆ 与論空港管理事務所 0997-97-3465



令和7年度町県民税・国民健康保険税申告相談日程表

令和7年度町・県民税の申告相談会について、下記日程のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

- ・入場の際は、手指の消毒にご協力ください。
- ・お住いの集落ごとに割り振らせていただいた日程・会場にお越しください。会場によっては小組合ごとに時間を設定しております。混雑を避けるため、極力指定された時間での来場をお願いいたします。

【収支内訳書等事前作成のお願い】

営業・漁業・農業・畜産等の事業、不動産に係る所得の申告をされる方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いいたします。

職員での経費振り分け、内訳書作成は行いません。ご自身で経費をまとめ、収支内訳書を作成の上申告をお願いいたします。

※申告受付は、収支内訳書を作成完了されている方からさせていただきます。全く作成されていない場合は、作成スペースで作成していただきます。時間内に完成しない場合や、会場の混雑状況によっては、お帰りいただき、再度役場にて申告していただくことになりますので予めご了承ください。

※申告書及び収支内訳書は1月23日（木）の小組合文書で配付させていただきます。

申告用紙が不足する場合は、与論町ホームページからダウンロードしていただくか、税務課までお越しください。

集 落	場 所	申 告 相 談 日 程	
		日 時(受付時間)	対 象 小 組 合
茶 花	茶花自治公民館	2月17日（月）午前9：00～11：00	東品覇・西品覇・田仁・宇和寺（北・南）・北長当・長当・喜心統・伊前・東中野・中野・東・野崎道（北・南）・東長当・基住宅・よろん園・谷山アパート・県営住宅・山下アパート・西赤佐・東赤佐・阿野アパート
		2月17日（月）午後1：30～3：30	西金久・東金久A・東金久B・前田布・与毛田A・与毛田B・中・白鳥・南・児玉コーポ・源手名・東幸名波・西幸名波・西・黄金・中尾・千鳥・竹之花・兼母
立 長	立長自治公民館	2月18日（火）午前9：00～11：00	
城	城 自治公民館	2月18日（火）午後1：30～ 3：30	
朝 戸	朝戸自治公民館	2月19日（水）午前9：00～11：00	
西 区	西区自治公民館	2月19日（水）午後1：30～ 3：30	
東 区	東区自治公民館	2月20日（木）午前9：00～11：00	登喜地・大岑・川良・出伝・高尾・真正・赤崎
		2月20日（木）午後1：30～ 3：30	奄水・瀬良・出毛・宇宮・間道・丸窪・西出毛・東赤崎
古 里	古里自治公民館	2月21日（金）午前9：00～11：00	
叶	叶 自治公民館	2月21日（金）午後1：30～ 3：30	
那 間	那間自治公民館	2月25日（火）午前9：00～11：00	与越・増木名・木根奈・大久保・幸吾・賀補呂・宇勝・稲堂・瀬呂加
		2月25日（火）午後1：30～ 3：30	須布奈・賀儀野・板畑・瀬良座・上畑・橘・瀬良座住宅・増木名住宅

○ 中止または延期の場合には、町ホームページ・週報への掲載や町内放送にて広報させていただきます。

役場庁舎内での申告は、

2月26日（水）以降（土日祝日及び振替休日を除く）受け付けます。

申告期限 令和7年3月17日（月）

問い合わせ先 役場税務課 0997-97-3133

令和7年 大島税務署確定申告相談会のご案内

以下の点にご理解とご協力をお願いいたします。

- 確定申告書作成済みで提出のみの方は、会場への来場はご遠慮いただき各自で大島税務署へ郵送してください。
※令和7年度の確定申告より申告書控に収受日付印の押なつを行いません。
- 地方消費税・相続及び贈与の相談もしくは確定申告を受けられる際は、下記の期日にお越しくださいますようお願いいたします。
※ インボイスの相談につきましても、下記の期日にお越しください。
- 事前に収支内訳書を作成いただくか、経費領収書を科目ごとにまとめた上でご来場ください。会場内での経費領収書の振り分けはご遠慮ください。
- 医療費控除を受けられる方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成の上ご来場ください。
会場内での医療費の計算はご遠慮ください。
※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- ・できるだけ郵送、電子申告（e-Tax）での申告をお願いいたします。会場に来場される方は、事前に必要書類をまとめるなどの準備をしていただき、短時間で確定申告を終えることができるようご協力をお願いいたします。
※確定申告・電子申告について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。大島税務署までお問い合わせください。
問い合わせ先：大島税務署 TEL 0997-52-4321(音声案内0番)

大島税務署確定申告相談会日程表

開催日	時間	場所
2月26日(水)	9:00～16:00	役場1階 多目的ホール
2月27日(木)	9:00～16:00	
2月28日(金)	9:00～10:30	

*** 日程表の時刻は終了時刻ですので、時間に余裕をもってお越しください。**

- 延期、運営方法変更、または中止の場合には、町ホームページ・週報への掲載や町内放送にて広報させていただきます。

☆各自治公民館での町県民税・国民健康保険税申告相談会のご案内は、小組合文書にて各世帯宛「令和7年度町県民税・国民健康保険税申告の手引き」を送付しておりますのでご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 役場税務課 0997-97-3133

令和7年度町県民税・国民健康保険税申告書の送付について

小組合文書にて各世帯あてに「令和7年度町県民税・国民健康保険税申告の手引き」を送付しております。

●送付内容

- ①表紙(宛名入り)・フローチャート【A4両面】
- ②令和7年度町県民税・国民健康保険税申告書【A4両面】
- ③収支内訳書【A4両面】
- ④申告書の書き方・所得控除の詳細【A3両面】
- ⑤医療費控除の明細書【A4両面】

※令和7年1月1日時点で与論町に住所のある18歳以上の方を対象としています。

用紙が不足する場合は、与論町ホームページからダウンロードしていただくか、税務課までお越しください。

令和6年度価格高騰支援給付金（こども加算）

概要

国の経済対策に基づき、物価高騰の負担感が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付します。また、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人あたり2万円を加算します。

住民税非課税世帯への給付

令和6年12月13日（基準日）において、与論町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

以下の世帯は対象外

1. 他市区町村から同等の給付金を受けている世帯
2. 世帯主もしくは世帯員の中に、未申告者がいる世帯
(未申告者に関しては、税務課にて申告手続きをお願いします。)
3. 世帯全員が令和6年度の住民税が課税されている方の税法上の扶養を受けている世帯

こども加算について

令和6年度住民税非課税世帯への給付（3万円）に該当する世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）

令和6年12月14日から令和7年5月30日までに生まれた新生児も対象となりますので、問合せ先にて申請をお願いします。

支給額

1世帯あたり3万円

対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯は、1人あたり2万円の加算となります。

（1）「支給のお知らせ」が届く世帯

過去に住民税非課税世帯等への給付金を与論町から世帯主または世帯員の口座で受給した世帯や与論町で口座情報を把握している世帯に関しては、「支給のお知らせ」が届きます。振込日に指定口座に振り込みますので支給額や振込口座の確認をお願いします。

原則、手続きや申請は不要です。

書類発送：令和7年2月13日（木曜日）

辞退・口座変更申請期限：令和7年2月19日（水曜日）

口座振込：令和7年2月27日（木曜日）

（2）確認書が届く世帯

口座情報等を把握していない世帯には、「確認書」が届きます。口座情報等を記載し、添付書類を同封し返送をお願いします。

書類発送：令和7年2月25日（火曜日）

口座振込：申請書受理から2週間～3週間に指定口座に振り込みます。

提出期限：令和7年5月30日（金曜日）

（3）支給対象世帯だが「支給のお知らせ」、「申請書」が届かない世帯

以下に該当する世帯は、手続きや申請が必要となりますので、問合せ先にお越しく下さい。

- ・ 令和6年1月2日以降に与論町外からの転入者がいる世帯
(令和6年度所得証明書（非課税証明書）が申請に必要となりますので、令和6年1月1日の住登地に申請をお願いします。)
- ・ 世帯主または世帯員の中に、未申告者がいる世帯
(税務課にて申告後に給付金の申請をお願いします。)
- ・ 住民税の修正申告等により、令和6年度住民税が非課税になった世帯
申請開始：令和7年2月26日（水曜日）
提出期限：令和7年5月30日（金曜日）

【問合せ先】

与論町役場 総務企画課 担当：光

☎0997-97-3111



脳のご病気での困りごと相談会について

鹿児島国際大学看護学部の脳卒中・リハビリテーション認定看護師による脳のご病気による相談会を相談(調査)日程のとおり実施いたします。ご希望の方はお申込みください。

※高次脳機能障害を有する方を支援されている方へは、相談会と合わせて下記調査のインタビューも実施予定です。ご協力をお願いいたします。

●場所:与論町保健センター

●相談(調査)日程:

	2月25日(火)	2月26日(水)	2月27日(木)
午前		② 9:00~10:00 ③ 11:00~12:00	⑤ 9:00~10:00
午後	① 15:00~16:00	④ 13:00~14:00	

※相談会は事前予約制となります。2月20日(木)17:00までに

与論町役場健康長寿課(林・原田) 0997-97-4992 または

与論町地域包括支援センター 0997-97-3112 へお申し込みください。

与論島で高次脳機能障害を有する方を支援されている方への調査

高次脳機能障害とは?

高次脳機能障害とは交通事故や脳卒中、病気などによる脳の損傷が原因で、記憶力や判断力、感情のコントロールなどに問題が生じる障害です。外見からはわかりにくいので、本人や周囲の人が戸惑うことも少なくありません。

調査について

離島における高次脳機能障害を有する方とその主介護者は、地域の中で生活を維持し続けるために、多くの工夫や努力を重ねていらっしゃると思います。本調査は、そうした地域での主介護者の声を反映した支援体制の強化に寄与することを目的とし、こうした地域における主介護者や高次脳機能障害を有する方々が、住み慣れた地域で生活を継続する上での強みや特徴を明らかにすることを目指しています。

調査課題名

離島における高次脳機能障害を有する方と主介護者が住み慣れた地域で生活が継続できる要因の検討

調査方法

離島において高次脳機能障害を有する方と共に生活されている主介護者を対象に、30分から1時間程度のインタビューを実施させて頂く予定です。インタビュー内容から主介護者や高次脳機能障害を有する方々が、住み慣れた地域で生活を継続する上での要因を明らかにします。

調査に関してご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください



調査代表者

鹿児島国際大学 看護学部看護学科 老年看護学分野 助手 津曲 真二

〒890-0005 鹿児島県鹿児島市下伊敷 1-52-17

TEL:099-275-0573 Email:m-tsumagari@nur.iuk.ac.jp

島の自然と暮らしのゆんぬ古写真展

vol.4

日時

2025年
(令和7年)

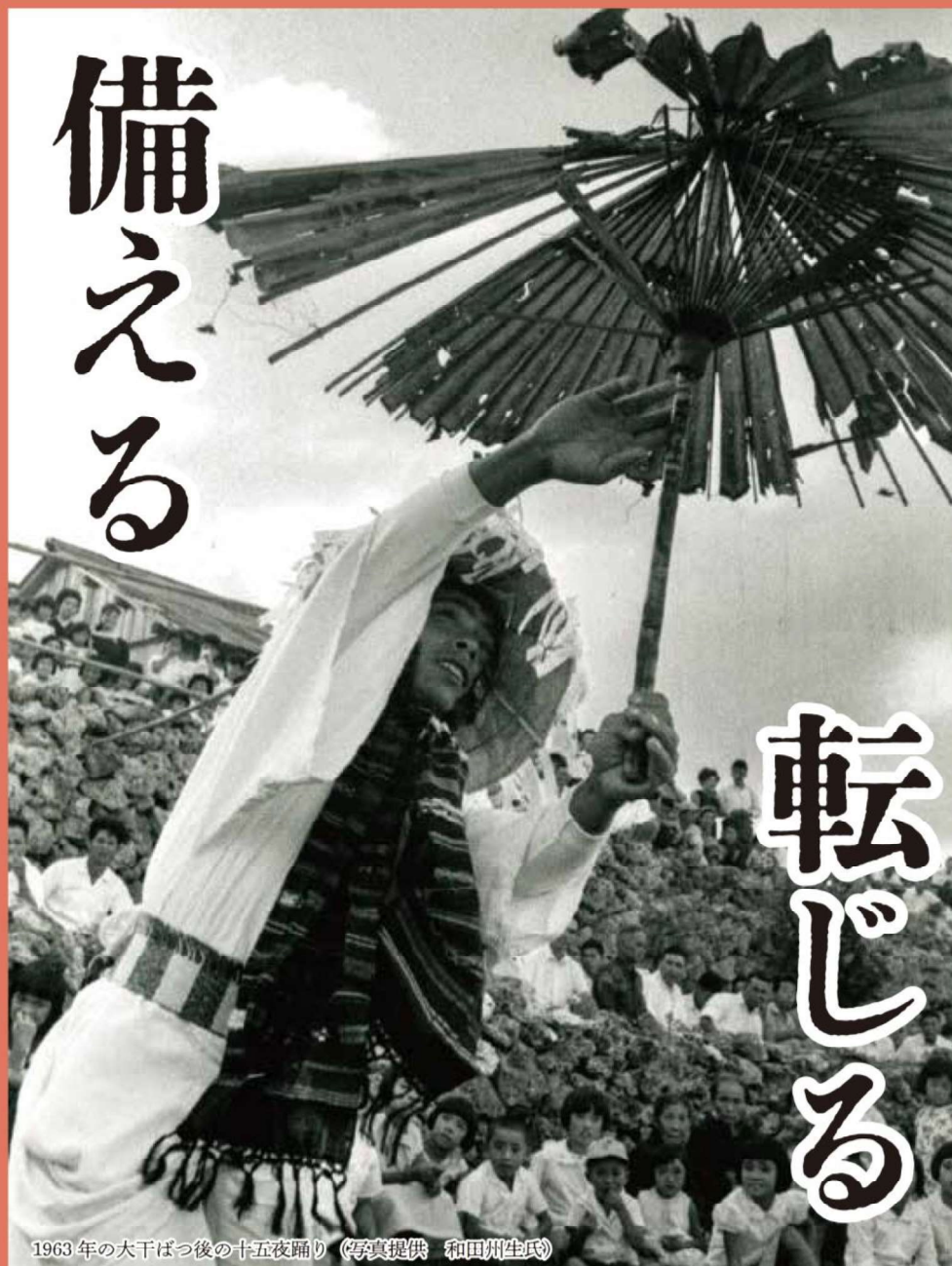
2月13日(木)～28日(金)

場所

与論町砂美地来館

(与論町茶花2045)

*水曜日休み



1963年の大干ばつ後の十五夜踊り (写真提供 和国州生氏)

与論島は、自然の恵みを活かした暮らしを大切にしてきた島です。2020年より、地域の方や与論町教育委員会、地元NPO、資料館、研究者らが共に協力しあう協働プロジェクトとして、市民参加型「自然と暮らしを考えるゆんぬ古写真調査」プロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、与論島の人たちが自然とともに生きてきた知恵や暮らし、自然の移り変わりを理解する歴史文化資料の収集と記録や、島の未来のあり方を考えるための対話の場づくり、教育教材開発、誰もが閲覧し、使用することのできるデジタルアーカイブの構築に取り組んできました。

第4回目になる写真展のテーマは「備える、転じる」。

歴史を振り返ると、島は台風や大雨・水不足などの自然災害だけではなく、赤痢や新型コロナウイルスなどの疫病をはじめ、さまざまな「災い」と向き合ってきました。これらの経験と記憶に耳を傾けることは、生きる知恵を未来へ繋ぐことでもあります。収集された昭和30年代から現代までの写真を通して、島の自然や暮らしがどのように変化してきたのかを、ぜひ世代を超えて語り合う機会となれば幸いです。写真の中には、詳しくはいつの、何をしているものなのか、わからないものがたくさんあります。ぜひ、いろんな世代の方に見ていただき、情報提供いただければと願っています。

【お問い合わせ】ゆんぬ古写真展事務局 yunnu2020@gmail.com 主催：「島の自然と暮らしのゆんぬ古写真調査」事務局
共催：与論町教育委員会、与論民俗村、NPO法人海の再生ネットワークよろん、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館
「日本歴史文化知の構築と歴史文化オープンサイエンス研究」、人間文化研究機構総合地球環境学研究所LINKAGE プロジェクト



過去の古写真展

弁護士無料法律相談会開催のお知らせ

★夫婦・家族の相談 ★遺産・相続の相談 ★金銭トラブルの相談
★土地・建物等の相談 ★成年後見の相談 ★B型肝炎の相談 等々……

下記日程で、無料の法律相談会を開催いたします。
相談を希望される方は、総務企画課までご連絡ください。

開催日時：令和7年 3月14日（金）

受付時間：14:30～17:00（お一人につき、30分程度）

開催場所：与論町役場1階 監査室

弁護士：鈴木 穂人氏（沖縄県弁護士会所属・そらうみ法律事務所浦添事務所）

申込締切日：令和7年 3月7日（金） ※事前予約制・予約枠が埋まり次第受付終了

※予約受付の際、相談に必要な個人情報と大まかな相談内容について聞き取りをさせていただきます。

お申込み・お問合せ先・・・総務企画課（97-3111） 担当：益田

保健センターからのお知らせ

❀ 小児の定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月～金（祝日を除く）	診療日（水曜午後・土曜午後休診）	水・木（祝日を除く）
受付時間	13:00～14:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 与論徳洲会病院の林医師の接種日については、お届けしている受診票の裏面をご覧ください。
なるか、病院からのお知らせを参考にしてください。

❀ 高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (内科)	パナウル診療所	龍美クリニック
実施日	月～水、土（祝日を除く）	診療日（水曜午後・土曜午後休診）	水・木（祝日を除く）
受付時間	（月～水）17:00 （土） 10:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。

※ 与論町に住所があるあいだのみ対象となります。

- 対象の方には予診票をお届けしています。今年度は一斉通知していますので、年齢や間隔によって接種できる時期が一人ひとり違います。予診票の使用期間に沿って接種の計画を立ててください。
- ご不明な点は、与論町保健センターへお問い合わせください。

お問合せ先：与論町保健センター 担当：清水・橋口 電話 0997-97-5105



猫を5匹以上飼養されている方へ

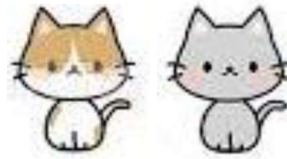


猫の多頭飼養の届出制度について

与論町では、動物の健康及び安全の保持並びに動物による迷惑防止の観点から、与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を制定し、猫を5匹以上飼われている方には、与論町役場環境課へ届出いただくことになりました。



制度の趣旨□



近年、多数の動物を飼養している方が適切に動物を管理できない状態に陥る、いわゆる「多頭飼育崩壊」が社会的な問題になっています。多数の犬や猫を飼うことによって、その全てに十分な世話ができなくなり、結果的に動物の虐待・清潔な環境の確保が難しくなる・鳴声や臭いなどによって周辺に迷惑をかけるなどの可能性があります。そこで、与論町は多頭飼養問題の発生を未然に防ぐため、猫を5匹以上飼養する飼い主さんを把握し、適正飼養について周知を徹底し、必要に応じて助言を行うことを目的に、多頭飼養届出制度を設けました。



届出の方法□



猫を飼養する飼い主さんは、猫の飼養数(生後91日以上経過したもの)が5匹以上となった場合、与論町役場環境課窓口へ届出をお願いいたします。
※現在すでに5匹以上飼養されている飼い主も届出をお願いいたします。

与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例について詳しくは、与論町ホームページに記載しております。



問い合わせ先
与論町役場環境課 岡本
電話：97-4712

猫の適正飼養推進月間

令和7年2月1日～2月28日

室内で飼いましょう。



交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから守るためにも、室内飼育をしましょう。また、ふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすなど、周囲の方へ配慮することも飼い主の責任です。周りに迷惑をかけてしまうと、猫嫌いな人も増え、猫のためにもなりません。

不妊・去勢をしましょう。



飼い猫に子供が生まれたら、その先の子供たちに責任はとれるでしょうか。1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になることもあります。不妊・去勢をすることは、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。

所有者明示をしましょう。



飼い猫だと分かるように、所有者を明示しましょう。開いたドアや窓の隙間から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。名前や連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

猫も人も同じ、命ある生き物です。
しかし、身勝手な理由で捨てられてしまったり、放し飼いや迷子のまま、飼い主が分からない猫たちも多くいます。
責任をもって、正しいルールで飼いましょう。



問い合わせ先一覧

動物愛護センター	0995-44-6301
県庁生活衛生課	099-286-2788
徳之島保健所	0997-82-0149
役場環境課	0997-97-4712

令和7年度の緑化推進員を募集します！

募集人数：22名程度 ※2カ所以上の選択も可

募集エリア：①点滅信号～南方向

②空港東側～リサイクルセンター入口

③リサイクルセンター入口～空港入口

④空港近くトンネル付近

⑤空港トンネル北側～点滅信号西側

⑥点滅信号西側～東側

⑦コースタルリゾート沿道

⑧茶花海岸沿道

⑨観光ホテル北側花壇～王者の椅子付近

⑩アガサ公園

⑪船倉墓地北三叉路付近～船倉墓地南側

⑫船倉墓地南側～三叉路ミラー付近ヤシ

⑬三叉路ミラー付近ヤシ～探索路入口付近

⑭探索路入口付近～シーマンズビーチ看板

⑮シーマンズビーチ看板～旧キャンプ場入口

⑯大金久海岸入口付近

⑰キャンプ場入口～中金久霊園南入口

⑱中金久霊園南入口～ゆいの丘手前

⑲シーマンズ保安林

⑳嶺山スタンド東側～石仁カーブ付近

㉑昇龍橋花壇

㉒供利十字路及びハキビナ墓地前花壇

※できるだけその地域の方をお願いしたいと思います。



作業期間：令和7年4月～令和8年3月

作業時間：1カ所に付き週4時間程度(月16時間程度)

賃金：1時間当たり960円

作業内容：各人に割り当てられた区間の花壇の手入れや沿道の美化。

応募期限：令和7年3月24日(月)17:00まで

応募方法：与論町役場環境課にて応募用紙の記入をお願いいたします。

採用の決定：採用された方には、電話でご連絡します。



問い合わせ先
与論町役場環境課 杉田
電話：97-4712

ごみの出し方について(お願い)

町民の皆様、日頃のゴミ分別に対しましてご理解ご協力ありがとうございます。さて、与論クリーンセンター美ら島に持ち込む可燃ごみの出し方について、飼料袋や黒色袋等中身が確認しにくい袋の中に、不適物の混入が見受けられました。こういった事があると、ごみの分別等マナーを守っている方々にも迷惑が及びます。また、不適物の混入により施設の機械設備等の故障にもつながる恐れがあります。ごみの持ち込み時はなるべく中身の確認できる袋にさせていただき、中身が確認しにくい袋に関しては、その場でカッターなどで袋を切ってもらいダンピングボックスへ投入していただくようご協力お願いします。

また、指定袋以外の袋に入ったごみが、ゴミステーションに見受けられました。指定ごみ袋以外の袋に関しましては、与論クリーンセンター美ら島、又は、与論町リサイクルセンターへ直接持ち込むようお願いいたします。



与論クリーンセンター美ら島より



ゴミステーションより

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

環境課 (97-4712)
クリーンセンター (97-2700)
リサイクルセンター (97-5575)